平成２６年（フ）第１号
広島市南区東雲１丁目３番10―701号
債務者　田中　正人
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６４号
愛媛県松山市安城寺町１番地71
債務者　岩城　正実
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６５号
愛媛県松山市安城寺町１番地71
債務者　岩城　利江
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２号
愛媛県今治市大正町７丁目１番42号　竹田アパート東棟１階１号
債務者　那須口洋子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第１２１号
福岡県飯塚市目尾571番地５
債務者　吉河　　保
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１２４号
福岡県飯塚市新立岩９番34号　ａｉ立岩ビル32号
債務者　原田　知子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１号
福岡県飯塚市相田307番地　市営相田住宅14棟66号
債務者　長沼千奈美（旧姓室田）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第８１号
福岡県直方市大字頓野2016番地４　福本アパート202号
債務者　屋所　孝司
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１０号
大分市下郡南３丁目２番46号　メゾンＡＢＥ302
債務者　葛城　佳代（旧姓瀧口）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６号
宮崎市大字恒久954番地１　マガタコーポ草葉２―105号、前住所宮崎市田野町甲6091番地20
債務者　新宮　洋典（旧姓湯野宮）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７号
宮崎市城ケ崎３丁目16番地１　ビューティフルアース１番館107号、前住所宮崎市大塚町大坪2578番地１
債務者　浅田　　恵（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１３号
鹿児島県伊佐市大口小木原728番地60
債務者　山口　聡子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１号
鹿児島県出水郡長島町蔵之元1524番地４
債務者　坂元　伸二
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
長野市大字南長池762番地３　サンガーデン若槻Ｂ102
債務者　関　　金利
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２１号
長野市安茂里小市３丁目18番１―208号　小市南団地Ａ４号
債務者　藤井　一正
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２２号
長野市安茂里小市３丁目18番１―208号　小市南団地Ａ４号
債務者　藤井　良子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４４８号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字北玉水32番地１　503号
債務者　松本　由美
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係